

第26回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成20年10月21日（火）
午後2時10分～4時
文部科学省・3F1特別会議室

〔出席者〕

（委員）前田主査，林副主査，阿辻，井田，内田，金武，笹原，出久根，東倉，納屋，
濱田，松村，邑上各委員（計13名）
（文部科学省・文化庁）匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第25回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 「追加字種（191字）表」（案）
- 3 「常用漢字（音訓・付表）」の変更について（案）
- 4 「「異字同訓」の漢字の用法（追加字種・追加音訓関連）」（案）
- 5 9月22日漢字小委「資料2，3」についての意見

〔参考資料〕

- 1 「音訓」アンケート（項目別一覧）
- 2 国語分科会漢字小委員会への提供資料（独立行政法人国立国語研究所）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料2，3，4を中心として，配布資料及び参考資料についての説明があった。説明に対する質疑応答の後，配布資料2，3，4について，順に意見交換を行った。その結果，配布資料2，3，4について了承が得られた。ただし，配布資料2の一部の語例については，更に漢字ワーキンググループで検討することとなった。
- 4 次回の漢字小委員会は懇談会という形で，10月27日（月）の午後2時～5時30分，文部科学省東館・16F特別会議室で開催されることが確認された。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○前田主査

今回追加する字種につきましても，音訓を付けていくわけですが，現行の常用漢字表の場合の付け方とバランスが取れないと困る。この点，漢字ワーキンググループでも苦慮したわけで，そのことを配慮して前回は資料を出していたわけです。前回，御意見を頂き，またその後も書面などで御意見を頂きました点を配慮して，もう一度検討し直して，今日のような形の表にしたわけです。そういう点で，この表だけ見ても分かりにくい点があるかもしれません。現行の常用漢字表に入れた場合に，追加した部分に違和感を持たれないような形にすること，それから常用漢字表が改定されて出された場合にも，全体として，これは使われるわけですから，バランスということを考えて決めていかなければいけないということでございます。そういう点の配慮をおくみ取りいただければと思います。

なお，協議はまた後でしていただきますので，最初にまず今の事務局の御説明につきま

して、何か疑問の点などがありましたら、御質問いただければと思います。

○東倉委員

配布資料2についての確認です。語例として挙げられているものを選択する場合、まず『出現文字列頻度数調査』というのがある、それに基づいて非常に頻度数の多いものというグループの中から、一つ一つ見ていただいて、必ずしも最終的には頻度が高いというものにこだわることなしに選ばれたと解釈していいわけですか。

○氏原主任国語調査官

そのとおりですが、基本は、やはり頻度の一番高いものを選んでいきます。ただし、中に例外的に、例えば、2番目とか3番目とかの方が例として分かりやすいだろうと判断したものについては、そちらを採っています。基本は、一番よく使われているものから選んでおりますが、考え方としては東倉委員がおっしゃったとおりです。

○東倉委員

分かりました。

○前田主査

それでは、御説明については御了解いただけたとしまして協議に移りたいと思います。協議の進め方ですけれども、まず、配布資料2「『追加字種（191字）表』（案）」で示された音訓について、それから、配布資料3の「『常用漢字（音訓・付表）』の変更について（案）」、次に、配布資料4「『異字同訓』の漢字の用法（追加字種・追加音訓関連）」（案）」について、その他というふうな順番で協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、配布資料2についてですが、これについて何か御意見がございましたらおっしゃっていただければと思います。

なお、この音訓セットのバランスをどのように考えるかということについては、前回、御説明してほぼ御了解を得たのではないかとと思っておりますが、その点でもまた意見がございましたらおっしゃっていただければと思います。音と訓とを併せて対応させるというやり方は、すべての漢字についてはしていない、すべての漢字について音訓をセットで挙げることはしていないということです。打ち消しのところがちょっと分かりにくいところがあるかと思いますが、そういう点で、前の議論に重なりますので付け加えておきます。それでは、配布資料2についての御意見を頂ければと思います。

○金武委員

2ページの「岡」ですが、語例「岡目八目」ということで、一般用語として入っているわけですから、現行の常用漢字にある「丘」との使い分けを示していただいた方がいいのではないかと思います。

○前田主査

これについても、一応検討はしているわけですが、「丘」の字が「おか」の基本的な使い方、「岡」の場合は、「岡山県」とか「静岡県」とか「福岡県」とか、そういう県名に入っていることによって付け加えられたわけですね。ですから、それを全部挙げるというやり方も考慮したわけです。しかし、先ほどの県名全体の挙げ方のバランスから考えて、むしろここでは「おか」と読めることを示しておいて、県名のすべてを挙げるような形を採らない、そして、使い方として限定されるとして、ここでは考えてもいいんじゃないか

というふうなことを考えていたわけです。

○金武委員

県名は挙げなくても、「岡目八目」とか「岡っ引き」といった特殊な言葉にしか使わない、一般用語としても使わないということになると思うので、1字下げでもいいのかなという気もいたします。

○前田主査

「岡っ引き」とか、そういうふうな語を語例に挙げる必要があるかどうかですね、そういう特殊なものを。

○金武委員

参考資料などでいずれ使い分けをきちんと提示するのであれば、使い分けの中に「岡」と「丘」についてどういうふうに使分けるといえるのかということが分かるようにしていただければいいのではないかとこのように思います。

○前田主査

事務局から、この辺りの経緯について少し補足してもらえませんか。

○氏原主任国語調査官

考え方としては、今、前田主査がおっしゃったとおりで、これは、当初「おか」を1字下げて、備考のところ「岡山県」、それから「静岡県」「福岡県」と入れて、県名だけに使うということを明示しようという考え方だったわけです。その後、前回の議論の中では「岡っ引き」とかでも使えるんじゃないかという御意見が出ましたので、それを受けて、検討した結果、現在「岡っ引き」がいるわけではなく、余り日常生活で使う言葉でもないもので、それよりは「岡目八目」の方が一般的であろうということで「岡目八目」を入れているわけです。その時に、⇄を付けて、「丘陵」の「丘」との関係ということで備考欄に入れなかったのは、「hill」という意味の「おか」に関しては、「丘」を使うことが定着しています。ですから、「hill」という意味で「岡」と「丘」とを使い分けるといえるのではないだろうということで、むしろ⇄を入れない方が、つまり「丘」との使い分けというような意味合いで、「丘」と「岡」とが対等な立場にあって使い分けるといったイメージになるよりは、⇄を入れない方がいいだろうという判断をしたわけです。

ただ、こういうふうに確かに「岡」だけが挙がっていて、「岡目八目」となっていて、1字下げでもないということになると、備考欄のところ⇄で「丘」を入れて、こっちは「丘に登ろう」とか「丘の麓^{ふもと}で」とか、それに対して「岡」の方は「岡目八目」とか、「岡っ引き」とか、そういうような例をむしろ示した方が分かりやすいのかなという、今の御意見を伺って、そんな気もいたしました。ですから、ここについてもどちらがいいのか決めていただければというふうに思います。

○納屋委員

「丘」との使い分けを挙げていただければ、今回の配布資料4に出ているんですけども、その中ででも挙げていただければ、これは使い勝手の方からしたら有り難いですから、入れていただければ私はよろしいかと思います。

○前田主査

「岡」についてはよろしいでしょうか。それでは、その点確認ということにして、次の

質問をしていただければと思います。

○納屋委員

御説明いただいた配布資料2について、私は大変よく納得できます。音訓の両方を示すということもあるのですが、この問題については、載せられない訓、載せられないというところとおかしいですが、余り使われていない訓については載せない方がより簡潔性がありますから、これも了解できます。

それから、都道府県名の取扱いについて、これはとてもきれいで良かったというふうに考えました。この2点についても大いに賛成です。

細かいことになりますが、6ページの「憧憬」のところには、備考欄に「「憧憬」は、「ドウケイ」とも。」と入っております。その点で、3ページの「憬」の語例欄に、同じ「憧憬」が挙がっているんですが、これも現行の常用漢字表と同じような形で、ここにも「「憧憬」は、「ドウケイ」とも。」というのを入れていただけると、現行の常用漢字表と近いのではないかなと思っています。

もう1点、2ページの「鎌」と「韓」のところですが、時代名の「鎌倉時代」と、国名の「韓国」があり、この二つについてだけがこういうふうに読めますと違和感を覚え、まだ落ち着かない感じがしています。つまり備考欄に移してあると、「弥生時代」もありますから、分かるなと思うんです。それから、現行の常用漢字表で言うと、例えば「安土桃山時代」なんていうのは挙がっていないわけなんですけれども、そういうものの関係から、あえて「鎌倉時代」を載せなければならないという必然性はあるのかなと感じます。

それから、「韓国」についてなんですけれども、ここのところの用例として頻度数が多かったということもよく分かるんです。けれども、「日」というところに、「ニッポン」と「ニホン」とを入れているか、入れてないと思います。だから、国名として入れることはないのではないかなというふうに考えるんですけれどもいかがかなと思って伺います。

○前田主査

幾つかあって、ちょっと私が全部を整理し切れていないんですが、今の点ではどういう議論があったでしょうか。

○氏原主任国語調査官

まず、「憧憬」のところですが、これはどういうことかと言いますと、「「憧憬」は、「ドウケイ」とも。」というのは、6ページのところです。まず6ページを見ていただきたいんですが、6ページのところに、なぜこういう注が備考欄に入っているのかと言いますと、「ショウ」という音に対する注なんです。「ショウ」という音に対して「憧憬（ショウケイ）」という語例が挙がっている、その「ショウ」に対して、注として挙がっているわけです。「憧憬」という語例はどう考えても「ショウケイ」なわけですが、「ショウ」という音のところにあるわけですから。ですから、その「ショウ」という音のところに「ショウケイ」と挙げて、「ショウ」という音なんだけれども、この語は「ドウケイ」とも読みますよということです。つまり、ここは「ショウ」の語例に対する注なんです。

ところが、3ページを見ていただくと、これは「憬（ケイ）」という音だけなんです。ですから「ケイ」については、例えば、「ショウケイ」を「ショウカイ」とでも読むのであれば、「ケイ」のところに音に対して「「憧憬」の「ケイ」は「ショウカイ」とも。」という注が入る得るわけです。ここで注を付けるとすると、それは、「ショウ」か「ドウ」かではなくて「ケイ」の方になります。そういうことで、こんなふう書き分けているということです。

それから、「鎌倉時代」と「韓国」についてです。実は47都道府県の処理を考えた後、

更にそれに準じるものとして、今の「韓」と、「畿」を検討しました。これも当然、「近畿地方」とか「畿内」とか、都道府県よりはもうちょっと広い範囲のブロック名というか、地域名です。これも都道府県名と同じように考えて、備考欄に置いた方がいいのかどうかということを議論しました。それで、その結果、これに関してはまた更に御議論いただきたいのですが、漢字ワーキンググループの中では、「畿内」とか「近畿」という場合は、指している地域も広がりますので、固有名詞なんだけれども、一般名詞的にも使われるんじゃないかということで、それで語例欄に残してもいいんじゃないかということで残しました。ただ、この扱いでいいかどうかについては御意見を頂きたいと思います。

「韓」についても、この「韓国」を備考欄に置いた方がいいかどうかということで議論いたしました。漢字ワーキンググループの中でも、都道府県名と同じようには考えなくてもいいんじゃないか、「韓国」だけじゃなくて「日韓」とか、というような語例も入れた方がいいのではないかとか、いろいろな意見が出たんですが、結果的に、「韓国」という国名のまま残してもいいんじゃないかということでこうなっているんです。今、納屋委員がおっしゃった、国名で、「韓国」だけが入るというのはどうか、というのはもっともな御意見だと思います。漢字ワーキンググループの中でも、ここは若干決めかねたところがあって、都道府県名以外で一般名詞的な形で使われるものについては残してもいいだろうということで残しているんですけれども、これについてもどうでしょうか。

それから、「鎌倉時代」も、確かに「弥生時代」との関係で考えれば備考欄に出すか、あるいは書かないか、その辺りの判断は当然あると思います。漢字ワーキンググループの中でも、議論になったんですが、なぜ「鎌倉時代」が入っているかと言いますと、道具としての「鎌」よりは、使われ方を見ると、やはり地名としての「鎌倉」や、時代名としての「鎌倉」が多いわけです。特に時代名に関しては日本人にとって、江戸時代とか、室町時代とかいろいろあるんですけれども、その中で、表外漢字が使われているのが鎌倉時代ですが、時代名というのは、日本人にとって非常に基本的な、つまり都道府県名とある面で同じように考えてもいいのではないかと、その点では語例としてふさわしいだろうということで、「鎌倉時代」を入れています。ただ、今、おっしゃったような観点で考えると、「鎌倉時代」を備考の方に移すということも考えられますので、これについても、ここでお決めいただきたいと思います。

○前田主査

漢字ワーキンググループでも検討の途中でいろいろと議論の出ているケースもあって、その点では、どちらに決めるかということになりますと、その時の判断としてはこういう形で最終的にまとまったというふうなことです。別の視点から見れば、当然別の考え方でもできる問題です。ということで、どちらの方がいいかということについては、皆さんからまた御意見を頂ければと思います。

「ショウケイ」と「ドウケイ」というふうな場合にも、例えばこの「懂」という漢字には「ドウ」という音はないんです、中国では。だから、これは「童」を部分に持つことによる類推読みとでも言いますか、辞書によっては間違った音だと書いてあるものもある。ただ、現状としては、振り仮名も「ドウケイ」になっているものも非常に多い。それで、その時に「ショウ」が正しいから「ドウ」は入れないとしていいのかどうかということになります。あるいは、今は「ドウ」になっているんだから、わざわざ古くさい「ショウ」を認める必要はないという考え方もありましょう。用例としては、「ショウ」も「ドウ」もあって、判断をどういう立場で決めるかというのに迷うところですが、一応「ショウ」というのを基準としながら、「ドウ」という形をも使えるという方向でこの場合は決めてあるということです。

これについての判断というものが、ここではそうなっているけれども、また別の見方も

できるというふうなことです。そういう点で、今のところはこうした判断をしているわけですが、御意見を頂いた点については、更に漢字ワーキンググループで検討し直したいと思っています。

なお、これらの点は、今のような「ショウケイ」と「ドウケイ」なんていうと、「ショウケイ」なんて聞いたこともないという人もいるかと思います。一方では、「ドウケイ」というのは間違いだから使うべきじゃないという意見もあると思います。ですから、ある意味では、ここで一応議論していただくことが必要ですけれども、公表してまた同じような御意見が恐らく出てくる、つまり、この表を公表いたしまして一般からの意見を求めるわけですから、その段階で、また検討し直すということになることをあらかじめお断わりしておきたいと思います。その点では、そういうふうな判断の基準にいろいろ問題があるような場合に、一応ある形でここではまとめておかざるを得ないんじゃないかと私などは思っております。ですから、ここで議論を詰めて、絶対こちらが正しいというふうな形で決めても、その判断というものがまた変わり得るということをお含み置きいただければ、ここで余り神経質にすべて決定しなきゃいけないということではなくて、疑問のあるものについては多少余裕を残しておいて、公開した時の一般の意見をも参考にして決める機会がまたあるとお考えいただきたい。漢字ワーキンググループとしては、こう考えたというのが今の案で、漢字小委員会としては、こう考えるというふうな形で、一応示しておくということが今の段階としては求められていることだろうと思っております。

○内田委員

ただ今のお話で、また、これからも変わり得るということでございますが、既にできている配布資料2で、水準の違うものがちょっとばらばらに入っているところがあるように思うのです。

例えば、配布資料2の1ページですが、「茨」のところは「茨城県」というのが備考欄に入っておりますし、それから10ページ、「阜」の備考欄にも「岐阜県」とございます。そうすると、やはり先ほど来ちょっと問題になっておりました「岡」というのも、「岡山県」、「福岡県」などを備考欄に入れると、ほかのものとバランスとしては一致してうまくはまるんじゃないかという感じを持ちました。

それから、やはり先ほどの御説明ですと、広い範囲を指す用例として語例のところに挙げている、飽くまで相対的な違いであるということは承ったのですが、2ページの「鎌倉時代」というのが語例のところにあっておりまして、11ページの「弥」というのは「弥生土器」、「弥生時代」として、備考欄にございます。ここもちょっと整合性が取れていないというふうに思うのです。

ということで、やはり一般に出したときに、「例」というのは何をここに載せたのか、「備考」というのはどういう意味で付けたのかというカテゴリー面の定義や、また、この名称も「例」、「備考」というのでいいのかどうか、それについて、ちょっと御検討いただければと思います。ぱっとこれだけを見たときに、相対的に指す範囲がいろいろと細分化されているものと、より広いもの、更に時間軸の比較的広いものとが両方に入っている。そこに違和感を持ちました。

○前田主査

いろいろな点が含まれているんですけれども、この表の作り方については、凡例を付けて解説を加える形になりますから、その時に当然おっしゃるような、どの部分はどういう意味だというふうなことの説明は付けられる。

それから、「茨城県」などが備考欄にあってというところについては、先ほど事務局の方から説明していただいたのですが、県名を全部入れるかどうか、これは現行の常用漢字

表の作り方とも併せて考えなければいけない。つまり、県名を全部備考欄に挙げるという形にして、配布資料2に挙がっていない県名についても入れるというふうな形を採ると、付け加わる例が非常に多くなるわけです。だからその辺のところをバランスとしてどうかというふうに考えているわけです。

○内田委員

「茨城県」という最初に付く文字が備考欄にございますので、全部を載せるのではなく、「静岡県」と「岡山県」ではどちらを載せるかと言ったら「岡山県」の方だと思います、当該字種が最初に出てくるということで。というように、ここの「岡」に関しては、県名が一つも載っていない。ほかのところでは、「岐阜県」や「茨城県」と備考欄にありますので、ちょっと違和感を持ったということです。

○前田主査

事務局から、先ほどの説明を簡単にお願ひできますか。

○氏原主任国語調査官

はい。まず配布資料3を御覧ください。配布資料3の2ページ目、35番のところです。当初、都道府県名に入っている漢字で、常用漢字に入っていないものがある、それについてはすべて入れようという方針になったわけです。それで、実際に、今、この配布資料2のような形で入れていくことになりますが、最終的には、こういう形で出るのではなくて、現行1,945字の常用漢字表の中に入り込んでいくわけです。みんな同じ常用漢字になってしまうわけです。そうすると、都道府県名として入っているものと、入っていないものが出てきます。その時に、例えば、すべての都道府県名を入れるとして、35番にあるように「東京都」や「群馬県」ってどうなんだ、「馬」のところに「群馬県」と入れるのか、あるいは「群」のところに「群馬県」と入れるのか、「東京都」は「東」に入れるのか、「京」の方に入れるのかというような問題が出てきます。都道府県名を同じように扱おうとすると、結局これまで備考欄に書いてなかった47都道府県名のすべてを入れた方がいいんじゃないかという議論も当然出てくるわけです。都道府県名に関しては、全部入れるとなると今申し上げましたように、例えば「東京都」であつたら「東」という漢字のところの備考欄に「東京都」が出てくるのか、「京」のところにでてくるのかという問題が出てきて、「北海道」などは「北」というところと、「海」というところと、「道」というところの3回出てくるのかということになります。それでは余りにもうるさいので、都道府県名は基本的には載せないという方針を立てました。

ただし、そこに挙がっているように、例えば、「阜」は小高い丘というような意味ですけども、現在の文字生活の中ではほとんど「岐阜」という県名にしか使わないわけですね。そして、なぜ今回「阜」という漢字が入っているのかと言え、これは繰り返しになりますが、「岐阜」という県名に使われているからです。ということで、「阜」は「フ」という音を挙げて、1字下げることになっています。1字下げというのは、現行の常用漢字表の「表の見方及び使い方」で「一字下げで示した音訓は、特別なもの又は用法のごく狭いものである。」と書かれています。ですから、この「阜」は「岐阜県」という場合にしか使われないので、非常に用法が狭い。そういうものについては、1字下げで音訓を示し、備考欄に、これは「岐阜県」という県名に使っているからですよということで、こういうふうにその県名にしか使われないものだけに限って備考欄に注記しようとしたわけです。

「愛媛県」の「媛」も、もう一方で、「お姫様」の「姫」が常用漢字にあるわけですけども、「お姫様」とか、そういう場合には、もう一つの常用漢字「姫」を使うわけです。この「媛」は「愛媛県」という県名の場合の「ヒメ」で使うだけです。ですから、これは

「愛媛県」のためのものなんですよ、ということです。「茨」についても、一般語としては「茨の道」とかいろいろあるわけですが、「茨」という一般語として使うのではなくて、1字下げることによって、これは「茨城県」という県名を表すために入っているんですよというふうに、47都道府県をすべて挙げるわけに行かないので、その県名だけに使うために入れた音訓については1字下げて、この県名のために入れたんですよという、そういう注の必要なものだけを示したということです。

ですから、「岡」に県名を挙げていないのは、「岡目八目」とか、前回の漢字小委員会では「岡っ引き」を語例に入れたいという御意見も出ていましたけれども、「岡山県」など以外にも一般語としても使う、そういうことで、こういう県名は入れなくてもいいだろうという方針で、「岡」は1字下げにせず、県名も入れていません。こういう形で、47都道府県名について整理した結果として、このような表になっているということです。

○内田委員

よく分かりました。

○前田主査

この表の使い方、これは、前の方の前書きをかなり詳しく書かないと分かりにくい点が出てくる。同じ音訓欄のところでも、1字下げしてある部分と、してない部分とがあるとか、この辺りはこの表を見ただけではちょっと分からないわけで、説明がないといけない部分ですね。

○内田委員

⇨が付いているのと付いてないのとかも、ですか。

○前田主査

そういうのもですね。その辺のところは漢字ワーキンググループで苦労したところで、その上で、どういうふうに語例を挙げるかというのはいろいろ途中の議論の過程があったわけですから、その辺のところは、今後、直す必要のある点があれば直しますが、今のところは、この御説明で御納得いただければと思います。

○内田委員

分かりました。

○氏原主任国語調査官

今、内田委員がおっしゃった中で「鎌倉時代」については、確かに「弥生時代」というのが備考欄にあります。これは先ほど納屋委員からも御指摘がありましたので、もう少しその辺りについての御意見を頂けると有り難いと思ったのですが、いかがでしょうか。

○納屋委員

配布資料2のところで、私が違和感を持ったのは、地名に関するところが入ってきたので、それが現在の常用漢字表とはかなり違いがあるなという点です。先ほども問題にされていた「畿」、つまり「畿内」「近畿」、このところと、これは3ページにございます。

それから、9ページの「阪」、これに「阪神」、「京阪」とあって、そういう野球のチームもあるから少しいいのかなというふうにも思ってみたんですけども、現行の常用漢字表のは、「京」のところで、「ケイ」という音を挙げていて、備考欄に「京浜」、「京阪」な

どと使う。」という表示になっているんです。この表示の仕方の方が今までの常用漢字表に慣れていると、私としては楽というか、見慣れているというふうに思っているんです。それが、語例の方に入ってくると、やはり違和感が強いなと思っているところなんです。

それから、先ほどの「岡山県」、「静岡県」という県名のことについては取り上げるのは難しいなと思うんです。例えば現行の常用漢字表ですと、『国語関係訓令・告示集』の48ページにあるんですけれども、「宮」という漢字です。「キュウ」を取り上げたところで、「宮内庁」が取り上げられているんですけれども、これは備考欄にあります。「宮内庁」などを使う。」という言い方をしているんです。それで、「岡山県」などを使う。」としてもらえると、県名を勉強しようとする段階の子供たちにも分かりやすいかなという感じを持っているわけなんです。

○前田主査

分かりました。

今のような点など、県名、地名などにつきましては、なおより分かりやすい形で全体のバランスが取れた形にする場合に考えるべき点があれば今までの御意見を参照して、もう一度考えたいというふうに思います。そういうことでよろしいでしょうか。

前回、おおむねの御了解を得たわけですが、配布資料2につきましては、これは表として非常に重要なところですが、いろいろ検討して、また今日頂いた御意見を参考にして、更に良い形にしたいというふうに思います。おおむねとしてはこういう形でお認めいただけますでしょうか。(→漢字小委員会了承。)

それでは、この表につきましては、そういうふうなことでおおむね了承していただけたということにしたいと思います。音訓セットのことなども、そういうふうな形で考えていくということを御了解いただけたというふうに思います。

次に、配布資料3につきましては、特に「混」、「私」、「要」の3字の扱いですね。これらの訓につきましては、前回もいろいろ御意見を頂いて、漢字ワーキンググループでもまた考え直したところです。それについての御意見を更に頂ければと思います。先ほど御説明いただきましたように、「混」という字の「混む」の書き方の問題、それから「わたくし」、「わたし」の扱い、これは、基本的に同じ字が二つに読まれる場合にどう使い分けるか、その辺のところは結局現状としてはあいまいにならざるを得ないかという感じもいたします。「わたくし」と「わたし」と入れ替えるというのもやはりちょっと現状としては無理があるように思うのですが、いかがでしょうか。「わたし」を追加し、「わたくし」はそのまま残すというのが現状としてはやむを得ないかと思うんですけれども…。

○松村委員

まず「混む」の方なんですけれども、「混雑」という言葉から、この字を「混み合う」、「人混み」、「混む」というふうに書くことは今までも非常に多く見られているので、私はこの原案に賛成です。下の「込む」の方については、やっぱり「申し込む」とか、「差し込む」とか、こういうふうに使分けをはっきりさせていただけることで、漢字の使い分けができますので、「混む」を立てて、下の「込み」の方の語例とはっきりと分けていただく、このことも賛成です。ただ、その場合、やっぱり「込み合う」、「人込み」とも。」という注は外すことはできないですね。

○前田主査

今までので、こういう書き方も挙げてあるわけですね。

○松村委員

挙げざるを得ないんですよ。

○前田主査

つまり、そういう使い方はするなとはっきり言えば、できるんですけども…。現状としては、ちょっと言いにくいような状況ではないかと思います。

○林副主査

基本的なことにかかわるんですけども、今まで、認められている音訓、あるいはその使い方については、それを削除する、否定するということはもう既にこういうものが定着しているという立場から極力避けたいということがございます。この「込み合う」なんかについても、そういう言い方で恐らく今まで特に子供たちもそう覚えてきていますので、これからはそれではいけなくなりました、これからそう書いたら間違いですよというふうにはちょっとしない方がいいだろうという判断です。これは、全体の基本になる考え方に基づいているというふうに考えていただくべきだと思うんです。

○松村委員

語例のところに入れないことがその表記の否定になるのかどうかよく分からないんですけども、考え方は分かりました。「混む」を立てるということに賛成です。

それから、「私」なんです、これ現行の常用漢字表で見ますと、「わたくし」の例としては、「私する」という用例が載っていますよね。今度は、その一人称としての「わたくし」という読みと、「わたし」という読みと両方認めるということになると、「わたくし」の使い方というのは意味としては生きるけれども、語例としては示すことはできなくなるということなのかなということをちょっと考えました。例えば、「私立」の学校と、公の学校とで「私立（わたくしりつ）・公立（こうりつ）」という読み方がやっぱり一般的なんだろうと思いますので、そうすると、この「わたくし」というのは、読みとして示されるという、そこで、とどまるということになるんでしょうか。

○林副主査

まず「私」につきましては、「わたし」も「わたくし」もこの字の訓として両方認めたいということです。それは、これまでの考え方に矛盾するかしらないかと言いますと、先ほど氏原主任国語調査官から御説明がありましたように、これまでの常用漢字表にも矛盾しない。例えば、もっとはっきりした例で言いますと、「行」という字ですが、この字は、「いく」というときもあるし、「ゆく」というときもあるんです。これは両方とも認めているんです。ですから、既に常用漢字表の音訓の中にも同じ漢字が二通りに読めるというような事例がありますので、これもそれに倣って、訓としては「わたし」も「わたくし」も両方認めておきましょうということです。どっちで読んでもいいというような場合には漢字を使っただいて結構です。慣用によって、読み方が分かる場合には、その場合も漢字を使っただいて結構です。「公私」を「おおやけわたくし」などというふうに読むのか、あるいは「こうし」というふうに読むのか、もしそういうふうに特定する必要があるら、ルビを付けるとか、特に人称代名詞の場合には、仮名で書くことも考えられるということで、使い方に少し幅と弾力性を持たせた形で、できるだけ実態に合わせた認め方をしましょうというのが、この考え方です。

○松村委員

そうですね。分かりました。

○前田主査

それから、もう一つ「要」の訓に「かなめ」を挙げるということもありますけれども、これの扱いについてもいかがでしょうか。

この三つのことは、これまで何回も議論して、漢字ワーキンググループでもいろいろと考えてきたわけですが、特に「わたし」、「わたくし」、それから「混む」、「込む」の漢字の問題など、実際に使われている使われ方が、ある意味ではまだ完全に安定したところには至っていないというふうなことかと思います。これが、どちらかしか使わないというふうなことが起きてくるとどちらかに決められるわけで、「ゆく」と「いく」なんかの場合も同じことで、前からずっとそういう点で言えば、「いく」と「ゆく」とが並行していて、そのまま今まで続いているというふうなことだと思います。そういう点で言えば、現行の常用漢字表を検討するときにもそれらのことについては、その当時の委員の方々が苦慮なさったと思います。今、苦慮しても、ちょっと決められないようなことについては、こういう形で認めておかざるを得ないんじゃないか、というふうに私どもは考えたわけです。そういうことでよろしいでしょうか。

○内田委員

先ほど松村委員がおっしゃったことで、私もちょっと「込む」の用例としては松村委員のお出しになったもの、「申し込む」の方が何かびったりくるような気がします。

それから、「混」のところは「混合」、「混雑」、「混迷」というのが出て、この次に「混み合う」、「人混み」などを用例に挙げて、備考欄の方に「込み合う」、「人込み」とも。」というふうに加えるという、そういう変更でございますが、ほかの「混じる」、「混ざる」、「混ぜる」はそのまま残すという、そういうことですか。

○前田主査

今の点について、なおこれはいろいろもう一度御意見を承りましたので検討をしてみたいと思います。おおむねとしては、大体そういうふうな出し方でというふうに考えておりますので、その点、御了承いただければと思います。

○内田委員

「込む」の語例から「人込み」を落とすという、そのことは大賛成なんですけど、やっぱりパソコンですと、「こみあう」なんていうときには「込み合う」の方がまず最初に出てくるものですから、残さないわけにいかないんじゃないかなとも思います。

○前田主査

先ほど何かを省くということを常用漢字表の例について検討しますと、省くことの影響が非常に大きく出るんです。それで、今のような例でも同じようなことになってきますので、常用漢字表に決まっている形というのは、これは古い使い方の規範を持っておられる方から見れば、疑問を持たれる箇所も出てくるかと思うんですが、もう既に当用漢字表の時代を経た方が日本の人口のほとんどになってきているわけで、常用漢字表も同じようにその形で習っておられる人が多くなっているわけです。そういうことから、なるべく前の形を変えないというふうに考えざるを得ないんじゃないかと思っております。

その上でなお、今度のものが付け加わることによって、より分かりやすい形になればということで、これは今まで検討してきたわけですが、それについての御意見を頂いたことにつきましては、そういう見方からもう一度検討するというふうなことで御了解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○納屋委員

配布資料3についてですけれども、囲いになっているところについては私はもう大賛成ですね、すべて。

○前田主査

それでは、この件についてはこれでよろしいでしょうか。(→漢字小委員会了承。)

○納屋委員

それで、ほかのことなんですけれども、やっぱり地名の問題はなかなか大きな問題なんだと私は思って、これを読ませていただいているんです。2枚目の35のところで、先ほど御説明があった都道府県名の取扱いが書いてございます。これはまず一つ確認をさせていただきたいんですが、1枚目の方からの音訓の追加等のところを書いてある「愛」という字、「え」ですけれども、1番、5番、10番、13番、14番、18番、26番、それから30番が結局のところ、備考欄に県名が載るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

若干の見直しは今後あるかもしれませんが、基本的にはそのとおりです。

○納屋委員

もう一つよろしいですか。

配布資料3の2枚目の先ほど取り上げられてきたところなんですけれども、「お父さん、お母さん、兄さん、姉さん」の件なんですけれども、「お」は、これは敬語の意味があるんだろうというんで括弧で両方使うだろうからというので「お」を示されて、全部それで統一されたらということで、ここに出されているんだと思います。現行の常用漢字表は、「ちち」を「とう」と読むとか、「あね」を「ねえ」と読むとか、これについて読み方が特殊と言うと変ですけれども、そこで用いるからということで、それぞれの備考欄で括弧書きにしてあるんですよ。ですので、「括弧を付けた(お)」にすると、例えば、「お姉さん」ですと、「(お) 姉 (ねえ) さん」となるんでしょうか。

○前田主査

そうなるわけですね。

○納屋委員

もう一遍言います。常用漢字表の、例えば76ページの「姉」の「シ」のところを見ていただきますと、備考欄に「姉(ねえ)さん」というふうになっています。付表ではありません。備考欄の方です。だから、このところでも、こういうときには、「(お) 姉 (ねえ) さん」とやるのかということを聞いているんです。

○前田主査

その点はちょっと考えてなかったですね。つまり括弧が、前の「お」に付いている括弧と「姉」の後に付いている括弧とは、意味が違うわけですね。

○納屋委員

そうですね。ですから、ここで挙げているのとちょっと違いますので、この点の御検討をと思います。

○前田主査

記載の仕方をちょっと考えなきゃいけないということですね。どうもありがとうございました。

○氏原主任国語調査官

76ページで「姉（ねえ）さん」という、これは付表の方にこういう形で入っているわけですが、それでも、「(お)」を付けると、「姉」という字を挟んで括弧に入った「お」と、括弧に入った「ねえ」と、前後に括弧が付いてしまうが、それでいいのかという意味ですね。

○納屋委員

そうです。煩わしいんじゃないでしょうかと思っているわけです。

○氏原主任国語調査官

なるほど。分かりました。

○前田主査

振り仮名になれば一番分かりやすんですけれどもね。括弧の意味が、前の「お」の括弧は付けるか付けないかで括弧にくるまれて。後の「ねえ」というのは、漢字「姉」を「ねえ」と読むという意味で括弧を付けられている。そのところにちょっと違いがあるわけで、これは確かに見やすくないですね。ちょっと考えなきゃいけないですね。

○阿辻委員

配布資料3の2枚目にある、音訓の削除というところですよ。合計8種類、「なつける」から「となる」まで、このうち「つからす」だけにアンダーラインが引かれている、このアンダーラインの意味を教えてくださいませんか。

○氏原主任国語調査官

音訓については、前回「つからす」という訓が使われていないという理由で削除したらどうかという原案を出したわけです。それに対して、「つからす」だけでなく、ほかにも似たような、使われていない音訓があるのではないかと御意見が出ましたので、漢字ワーキンググループでは、すべての訓について一つ一つ検討しました。その結果、ここに挙がっている「なつける」、「ちぢらす」、「ひくまる」、「あかるむ」、「おのおの」、「きよまる」、「つからす」、「となる」、…を削除候補として挙げたわけです。その削除候補とした訓を更に一つ一つ検討した結果、「つからす」だけは、やはり削除することにしたということで、これだけにアンダーラインを引いているわけです。

○阿辻委員

そういう意味ですか。ほかにも幾つか検討したものもあったけれども、ほかの訓は残すということですね。

○氏原主任国語調査官

はい、そういう意味です。

○阿辻委員

よく分かりました。

○前田主査

それでは、このことは御了承いただいたとしまして残り時間も少なくなりましたので、配布資料4について、御協議いただければと思います。

「異字同訓の用法」について、こういうふうなイメージでよろしいかどうか、いかがでしょうか。（→漢字小委員会了承。）

それでは、本日の配布資料2，配布資料3，配布資料4につきましては、おおむね認められたというふうに考えたいと思います。

そのほか何かありましたら、委員の方から出していただければと思いますが、どなたか何か思い付くところはございませんでしょうか。

○林副主査

ちょっと一言だけ私の理解を申し上げて御確認いただきたいというふうに思います。

まず第1に、漢字ワーキンググループでは、かなり緻密に集中して審議をしてきておりますが、やはりこうやって、こういう席でいろいろ御議論を頂く、あるいは御意見を頂きますと、私どもの気付かなかったところ、あるいは気付いていたけれども、もう一度考えなければいけなかったことというのがだんだん見えてまいります。それだけに、こういう席でいろいろお気付きのことを伺うということは、大変意味のあることですし、有り難いことだと思っております。その上で、本日伺ったことは、これまで同様に、一つ一つもう一度丁寧に漢字ワーキンググループで考えさせていただいたり、あるいは必要によっては調査させていただいたりというふうなことをしてまいりたいと思います。

一部音訓の1字下げの問題がございましたけれども、後はすべて、語例とか備考欄での示し方とかでございました。追加字種の音訓につきましては、これは挙げるなどか、あるいはこれを加えろということについては、ここでもう既にお認めいただいたと、これまでの結論をお認めいただいているというふうに解釈させていただきたいと思います。

それから、本日頂いた御意見、御指摘がありますが、これは今申しましたように、漢字ワーキンググループで更に検討させていただきます。そこで取りまとめたものを、ここへお示しするその機会については、これからの作業のスケジュールもありますので、それに合わせてしかるべき時に、その結果はお目に掛けるというふうな段取りで進めたいと思います。そのような方法でよろしいかどうか、ちょっと御確認を申し上げたいということでございます。（→漢字小委員会了承。）

○前田主査

そういうふうなことで、これからの進め方で、進行が決まってまいりますので、その点どうぞよろしくお願いいたします。以上で、本日の協議は終わりたいと思います。